

市からの連絡帳

子育て

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

当センターでは、地域の中で子どもを預けたい方（ファミリー会員）子どもを預かる方（サポート会員）からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員に登録希望の方は出席してください（要電話申し込み）

時・場① 4月14日(火)午前10時～正午・田無総合福祉センター

② 4月25日(土)午前10時～正午・保谷保健福祉総合センター

必要なもの 保護者の顔写真（縦3cm×横2.5cm）1枚、印鑑、80円切手1枚（会員証郵送用）

④ 4月13日(月)午後5時② 4月24日(金)午後5時までファミリー・サポート・センター事務局へ（☎438-4121）

子ども家庭支援センター（☎425-3303）

平成21年度「ようじのつどい」（全児童館共通事業）

時 4月21日(火)午前10時30分～11時30分（以降年間17回実施）

対 平成21年度内に3歳以上になる幼児と保護者

持 とうわばき（親子とも）持参、動きやすい服装でご参加ください。

場 市内各児童館・児童センター（東伏見分室除く）

ひばりが丘児童館はみどり児童センターにて、合同で実施します。

詳しくは右表の各児童館・児童センターへ問合わせを（0・1・2歳児の活動についても各児童館・児童センターへ）

児童青少年課 ☎（☎460-9843）



児童館名（電話番号・住所）
田無児童館 ☎462-6237・田無町4-14-2
北原児童館 ☎461-2156・北原町1-16-2
ひばりが丘児童館 ☎465-4540・ひばりが丘3-1-25
芝久保児童館 ☎465-1678・芝久保町1-16-18
下保谷児童館 ☎422-8346・下保谷4-3-18
新町児童館 ☎0422-55-1782・新町5-2-7
中町児童館 ☎422-8800・中町4-4-1
ひばりが丘児童センター ☎423-4686・ひばりが丘北1-6-8
西原北児童館 ☎464-3833・西原町4-5-96
田無柳沢児童センター ☎464-3844・向台町1-7-25
西原児童館 ☎464-3811・田無町7-8-14
みどり児童センター ☎463-3822・緑町3-8-3
保谷柳沢児童館 ☎468-7892・柳沢2-6-11

平成21年度は固定資産税の評価替えの年になります！

【固定資産税とは】

固定資産税とは、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金（地方税）です。

【土地】

土地の評価額は、平成6年度の評価替えから地価公示価格の7割を目途に算出することとなっています。

今回の評価替えでは、平成18年以降の地価の上昇が固定資産税の評価替えに影響を及ぼし、市内全域の土地の評価額が上昇しました。

<負担水準の均衡化>

平成9年度の評価替えから導入された「負担水準」とは、新年度の評価額に対する前年度の課税標準額がどの程度の水準かといった考え方で、

同じ評価額の土地であっても課税標準額が異なっているという状態を、負担水準にばらつきがある状態と称していますが、この負担水準のばらつきを解消するために、負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制する一方、負担水準の低い土地（表1）

地については引き上げていくというものです。

<平成21年度税制改正>

平成21年度の税制改正では、負担水準のばらつきが残っているため、課税の公平の観点から、「負担水準の均衡化」を引き続き促進することとなりました。

また、平成18年度から採用されている負担調整制度の簡素化（負担水準の区分に応じて「前年度の課税標準額に、一律に当該年度の評価額（×住宅用地等特例率）の5%を加える方式」）についても、継続されることとなりました。

具体的な内容としては、大きく負担水準を3区分にし、それに応じて税額の①引き下げ②据え置き③引き上げを講じています（表1参照）が、当市の場合は負担水準の低い土地が多いため、税額が上昇するケースが多くみられます。

<平成22・23年度の価格の修正>

今回の評価替えの価格調査基準日である平成20年1月1日以降、市内の一部の地域で地価が下落傾向を示

していたため、平成20年7月1日までの地価の下落を反映させて、評価の均衡化・適正化を図っていますが、平成20年7月1日以降、引き続き地価が下落している地域については、平成22・23年度に平成21年度の評価額を下落修正することができることとなりました。

その際の判断基準とされる地価動向の指標は、東京都地価調査価格（東京都基準地価格）の結果および不動産鑑定士による調査結果を活用していく予定です。

<都市計画税の負担調整措置等>

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業にかかる費用に充てるため、市町村が任意で課税することができる目的税です。

都市計画税についても固定資産税と同様に、負担水準を3区分にし、それに応じて税額を引き下げ・据え置き・引き上げを講じることとなります。

【家屋】

家屋の固定資産評価基準は、建築資材の価格の変動や工法の変化などを価格に反映させて改正されます。

今回の改正では、一部の建築資材の価格が高騰したため、平成20年1月2日～平成21年1月1日までに建築された家屋の評価額は、改正前に建築された家屋と比較すると、やや高めとなります。

平成20年1月1日以前の建築家屋（在来分家屋）については改正された評価基準によって評価額が見直され、これによって求めた評価額と前年度の評価額を比べて、いずれか低い方が平成21年度の評価額（課税標準額）になります。

以上により、前年度の評価額のまま据え置かれる場合と、それを下回った評価額となる場合のいずれかとなります。

【固定資産税・都市計画税の税率】

固定資産税の税率は、平成21年度以降も引き続き標準税率である100分の14を適用します。

都市計画税の税率は、制限税率である100分の0.3の範囲内で市町村が設定することが可能ですが、平成20年度から引き続き100分の0.25に据

え置かれることとなりました。

【固定資産税・都市計画税課税資産明細書と納税通知書】

課税資産明細書は4月1日(水)に郵送します。来年の確定申告などにも利用できますので大切に保管してください。

なお、この課税資産明細書は、課税されている土地・家屋を表示しており、課税されていない物件（道路^等）については表示していません。

納税通知書は5月1日(金)に郵送する予定です。なお、第1期の納期限は6月1日(月)になります。

【固定資産税路線価を公開】

平成21年度の固定資産税の全路線価が掲載された路線価図を公開しています。情報公開コーナー（両庁舎1階）で、ご覧になれます。

【固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

縦覧とは、納税義務者が他の土地や家屋の価格と比較して、自らが所有する土地や家屋の評価が適正であるかを確認する制度です。

縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)の午前8時30分～午後5時

土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所

資産税課（田無庁舎4階）

保谷庁舎ではご覧になれません。

①市内の土地・家屋の固定資産税納税義務者

②①の同居の親族

③①の委任を受けた方

④納税管理人

持 納税者本人であることを確認できるもの（課税資産明細書、納税通知書または運転免許証^等）

不服がある場合

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日以後60日までに固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができます。

「固定資産名寄帳」の閲覧方法は従来どおりですが、縦覧期間中は無料です。

資産税課

☎（☎460-9829、☎460-9830）

負担水準	宅地（非住宅）・雑種地・介在畑・介在山林	
	固定資産税	都市計画税
70%超	評価額の70%まで引下げ	評価額の70%まで引下げ
60%以上～70%以下	1.00（据置き）	1.00（据置き）
60%未満	H20課標 + (評価額 × 5%) ... (A)	H20課標 + (評価額 × 5%) ... (A)
	(A) が評価額の60%を上回る場合評価額の60% (A) が評価額の20%を下回る場合評価額の20%	(A) が評価額の60%を上回る場合評価額の60% (A) が評価額の20%を下回る場合評価額の20%
負担水準 = H20課標 ÷ H21評価額	負担水準が60%未満の土地については、負担調整措置により税額が引上げられる。ただし、負担水準が60%以上の土地については、引下げまたは据置きとなります。なお、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置き措置は、平成18年度に廃止されました。	
負担水準	宅地（小規模住宅用地・一般住宅用地）・市街化区域農地	
	固定資産税	都市計画税
100%以上	本則まで引下げ	本則まで引下げ
80%以上～100%未満	1.00（据置き）	1.00（据置き）
80%未満	H20課標 + (本則 × 5%) ... (A)	H20課標 + (本則 × 5%) ... (A)
	(A) が本則の80%を上回る場合本則の80% (A) が本則の20%を下回る場合本則の20%	(A) が本則の80%を上回る場合本則の80% (A) が本則の20%を下回る場合本則の20%
負担水準 = H20課標 ÷ H21本則課標	負担水準が80%未満の土地については、負担調整措置により税額が引上げられる。ただし、負担水準が80%以上の土地については、引下げまたは据置きとなります。なお、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置き措置は、平成18年度に廃止されました。	
本則課標（都市計画税）	・小規模住宅用地 = 評価額 × 1 / 6 ・一般住宅用地 = 評価額 × 1 / 3 ・市街化区域農地 = 評価額 × 1 / 3	